

水俣病総合対策関係経費 3,618百万円(2,618百万円)

総合環境政策局環境保健部企画課特殊疾病対策室
水俣病発生地域環境福祉推進室

1. 事業の概要

12月7日の与党水俣病問題に関するプロジェクトチームの取りまとめを受けて、新たな救済の対象となり得る者の実態を把握するための調査を実施する。また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、水俣病被害者等の高齢化に対応した医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全や地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。さらに、水俣病のような問題を二度と起こさないためにも、水俣病の経験及び教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業計画

(1) 新たな救済策のための実態調査

新たな救済策への第一歩として、認定基準を満たさないものの新たな救済策の対象となりうる者の人数や症状、ADL(日常生活の支障)等の実態を把握する。

(2) 地域環境福祉施策の拡充

救済策と車の両輪として重要な課題である地域環境福祉対策を大幅に強化する。具体的には、

高齢化が進む水俣病被害者・家族・地域住民が安心して暮らしていけるよう水俣病発生地域における医療・福祉対策を推進するため、

- ・胎児性水俣病患者等の地域における生活を支援する事業の拡充
- ・離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業の実施
- ・水俣病被害者等の福祉対策を推進する事業の実施

「もやい直し」「もやいづくり」を目指す多彩な活動を推進するため、

- ・慰霊行事や地域のもやい直し関係事業の実施
- ・水俣病の経験を正しく伝えるための環境学習や情報発信の拡充

等を進める。

(3) その他

以下の事業を引き続き実施する。

- ・健康管理事業
- ・医療事業（医療手帳、保健手帳）
- ・公害医療研究事業
- ・水俣病検診機器整備事業
- ・メチル水銀に係る健康影響調査研究事業
- ・水俣病国際貢献推進事業

3 . 施策の効果

新たな救済策の検討に資する（必要なデータの把握、環境整備を見極め、原因者負担の原則を踏まえつつ、新たな救済策の実現可能性を開く。 ）。

すべての水俣病被害者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達

- ・継承に資する。